

高額介護合算療養費

問 役場町民課 国保医療給付係 ☎42-2633
 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

高額介護合算療養費は、医療保険と介護サービスの両方を利用している世帯の方の自己負担を軽減するための制度です。

■対象となる方には 3月下旬に申請書類を送ります

申請書類が届いた方は、町民課または各支所で手続きをしてください。

■対象となる世帯

同じ世帯の被保険者が1年間に支払った医療保険と介護サービスの自己負担額の合計額が、表の基準額を超えた場合は、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

※「医療保険」または「介護サービス」の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

■自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間 令和4年8月1日～令和5年7月31日】

負担割合	区分		基準額(年間)
3割	現役並み所得者	課税所得690万円以上	212万円
		課税所得380万円以上	141万円
		課税所得145万円以上	67万円
2割	一定以上所得者		56万円
1割	一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

認知症サポーターになりませんか？

受講者募集!



認知症は誰にでも起こる可能性がある身近な疾患です。

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、地域や職場で温かく見守る応援者のことで、認知症サポーター養成講座(無料)を受講すると、どなたでもサポーターになることができます。

受講を希望される方は右記を確認し、お問い合わせください。その際に受講日を調整します。

- 内容 ①認知症の基礎知識
②認知症サポーターのできること
③認知症のひとを地域で支えるには? など
- 対象 企業、町内会、職場、サークルなどの団体
- 時間 1時間～1時間30分
- 講師 松前町地域包括支援センター職員
- 会場 町内(どこへでも出向きます)
- 特典 受講者全員に認知症サポーターの証である「オレンジリング」を差し上げます



問 松前町地域包括支援センター
(役場 保健福祉課 介護保険係) ☎42-2650